

機械警備業務標準内容

若柳総合体育館の休業日、夜間における火災、盗難、破壊等のあらゆる事故の抑制効果、事故の早期発見及び拡大防止のため、機械警備を実施すること。

1 警備機械の設置等

警備業務に必要な警報機及び付帯する一切の装置を設置すること。

2 機械警備の実施時間

- (1) 警備の開始は、若柳総合体育館を退場する際に装置をセットした時からとする。また、入場し装置を解除した時点で終了とする。
- (2) 火災警備は終日とする。

3 事故発生時の対応

(1) 火災発生時

休業日、夜間に火災発生を受信したときは、消防機関へ通報するとともに、速やかに警備員を急行させ適切な処置を講じ、栗原市に通報すること。（緊急対策連絡網を作成しておくこと。）

(2) 盗難、破壊等発生時

休業日、夜間に盗難、破壊等を受信したときは、直ちに警察機関へ通報するとともに、速やかに警備員を急行させ、その状況により栗原市に連絡すること。

4 鍵等の貸与

機械警備業務受託者に鍵及びキーカード等を貸与するものとし、その管理義務を負わせ、目的外使用及び第三者への貸与、譲渡を禁じること。

5 業務報告書

- (1) 報告書の様式は、任意様式とする。
- (2) 毎月月末に報告書を1部作成し、提出すること。

自動扉保守点検業務標準内容

若柳総合体育館の自動扉の機能を常に適正な状態に保つため、年4回の保守点検を実施すること。

1 保守点検の場所、台数

設 置 場 所	一階入口
開 閉 方 式	引分
機 種	ナブテスコ製 YKK型
基 数	4基

2 保守点検の対象

- (1) 駆動装置 ドアエンジン本体
- (2) 制御装置 コントロール基盤
- (3) 検出装置 センサー、スイッチ等
- (4) 連結装置 レール、戸車、消耗部品等

3 保守点検の内容

- ①駆動装置・・・ベルト・ワイヤー・チェーンの伸び、ゆるみ、破損、作動時の円滑性、駆動装置の締結ゆるみ、磨耗度、開閉速度、クッション、開閉力、異音。
- ②扉懸架部・・・レールの曲がり、下り、勾配、偏摩耗、ゆるみ、吊り車の摩耗、締結のゆるみ、踊り、扉の下り、上下のチリ、召し合せ、戸当たりゴムの摩耗、触れ止めの摩耗、手動抵抗、共振騒音、ガイドレール内の異音。
- ③電 気・・・電源電圧、絶縁抵抗、漏電、配線のひっかかり、断線、端末結線ゆるみ。
- ④検出装置・・・起動スイッチの固定、リード線処理、感度、感知範囲、誤動作。

4 保守点検の報告書

- (1) 保守点検報告書の様式は、任意様式により提出すること。
- (2) 保守点検終了後、報告書を1部作成すること。

消防用設備保守点検業務標準内容

若柳総合体育館の消防用設備機能を最良の状態に保つため、消防関係法令等に準拠して保守点検を実施すること。

1 保守点検の実施

消防関係法令に基づき、機器点検と総合点検を実施すること。

2 保守点検業務対象施設の消防設備

若柳総合体育館（詳細は別途）

3 保守点検する設備の数量

項目	規格	数量
消火器	粉末（A-10）	32本
屋内消火栓設備	水源	一式
	電動機の制御装置	一式
	起動装置	一式
	電動機	一式
	ポンプ	一式
	配管等	一式
	屋内消火栓等（埋込9）	9基
非常電源設備	自家発電装置、蓄電池装置	一式
自動火災報知設備	予備電源・非常電源（内蔵型）	一式
	受信機・中継器	一式
	感知器 差動式 スポット型	42個
	定温式 スポット型	29個
	煙式 スポット型 光電式 非蓄積	33個
	煙式 分離型 光電式 非蓄積	4個
	発信機P型1級	9個
	音響装置	一式
	自動試験機能	一式
非常警報器具及び設備	非常電源	一式
	放送設備	一式
	スピーカー（埋込58、露出25）	83個

項目	規格	数量
誘導灯設備	避難口	29台
	廊下通路	17台
	客席通路	96台
防火戸・防火シャッター設備	手動開閉装置	3個
	自動起動装置（煙感知器光電式）	8個
	自動解錠装置（防火扉）	26個
配線設備	自動火災装置、非常警報、誘導灯	一式

4 保守点検の内容

保守点検業務にあたっては、「消防用設備等の点検の基準および消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式（昭和50年10月16日付号外消防庁告示第14号）」により実施すること。

5 保守点検の報告書

- (1) 保守点検報告書の様式は、「消防法施行規則の規定に基づき、消防用設備等の種類及び点検内容に応じて行う点検の期間、点検の方法並びに点検の結果についての報告書の様式（昭和50年4月1日付号外消防庁告示第3号）」及び「消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式（昭和50年10月16日付号外消防庁告示第14号）」に定められたものを提出すること。
- (2) 保守点検の結果、消防設備等の改善、改修を要する箇所がある場合は、前記の報告書と併せ、その一覧を任意様式により提出すること。
- (3) 保守点検完了後、報告書を1部（消防署への3年に一度の報告の年は2部）作成し提出し、3年間保存すること。

防火対象物定期点検業務標準内容

若柳総合体育館における防火管理の状況、消防用設備等の設置等火災予防上必要な事項について、消防関係法令等に準拠して点検を実施すること。

1 定期点検の実施

消防関係法令に基づき、防火管理及び消防用設備等の定期点検を実施する。

2 定期点検の内容

- (1) 防火管理者選任（解任）及び消防計画の届出がなされているか。
- (2) 消防計画に定められた事項が適切に行われているか。 -
- (3) 避難通路、避難口及び防火戸等の管理について、避難の支障となる物件が放置され、又はみだりに存置されていないか。
- (4) 防火対象物品の使用を要するものに、防火性能を有する旨の表示がされているか。
- (5) 消防用設備等が法令に従って設置されているか。
- (6) 消防用設備等設置した場合、必要な届出がなされ、検査を受けているか。
- (7) 火災予防条例の基準に適合しているか。

3 定期点検の報告書

- (1) 定期点検は1年に1回とし、その結果を消防長又は消防署長に報告すること。
- (2) 管理権原者は、点検を行った結果を防火管理維持台帳に記録、保存すること。

空調冷暖房設備保守管理業務標準内容

若柳総合体育館の空調冷暖房設備の外観点検、動作点検、機器校正等の保守管理を実施すること。

1 保守管理の内容

保守管理業務にあたっては、下記により行うものとする。

(1) エアハンドリングユニット点検（年2回）

- ①運転時期点検整備
- ②モーター点検絶縁測定
- ③ファンベルト点検調整
- ④ベアリング点検、グリス注入
- ⑤コイル点検
- ⑥ドレンパン点検清掃
- ⑦エアフィルター点検清掃
- ⑧加湿器ノズル点検

(2) 小型冷温水発生機／型式：MA60KH2H 1基

①冷房運転開始時点検

- 外観検査 : 設置状態、異常音、振動の有無
- 電気関係点検 : 電圧、絶縁抵抗、サーモ作動確認
- 抽気関係 : 真空度測定、抽気作業
- 燃料状態点検調整 : 本体、配管各部ガス漏れ点検、調整
- 冷暖切替 : 本体内部冷暖房切替弁操作
- 運転データ採取 : 冷温水温度、排ガス、溶液温度、油圧外測定記録

②冷房シーズン中の巡回点検（1回）

故障の場合、点検調整

③暖房運転開始時点検

- 外観検査 : 設置状態、異常音、振動の有無
- 電気関係点検 : 電圧、絶縁抵抗、サーモ作動確認
- 抽気関係 : 真空度測定、抽気作業
- 燃料状態点検調整 : 本体、配管各部ガス漏れ点検、調整
- 冷暖切替 : 本体内部冷暖房切替弁操作
- 運転データ採取 : 冷温水温度、排ガス、溶液温度、油圧外測定記録

④暖房シーズン中の巡回点検（1回）

故障の場合、点検調整

(3) 冷却塔点検 (年1回) /型式: SKB60PGR 1基

①冷房開始時点検整備

- ・冷却塔下部水槽清掃
- ・冷却塔充填材清掃
- ・ボールタップ点検
- ・ファンモーター絶縁測定
- ・ファンモーターVベルト点検調整 (充填材取り外し清掃及び薬剤洗浄等は別途とする。)
- ・冷却水装置点検 (年2回) /薬品: レジオクラッシュL-450
(冷却水分析含む。水質による薬品変更可)

(4) 暖房用ヒーター点検 (年1回) /型式: MFV600K

①点検整備

- ・燃焼室点検、伝熱部点検
- ・煙室内ばい煙除去
- ・開放タンク清掃
- ・低水位遮断装置取り外し清掃
- ・一次側温水循環ポンプ点検清掃
- ・操作盤内部点検確認
- ・組込復旧

②ばい煙測定 (年1回)

③巡回点検 (年1回)

- ・外観検査: 水漏れ、燃焼ガス漏れ、燃料漏れの点検
- ・附属バーナー点検整備
- ・燃焼調整、自動制御機器の作動確認
- ・安全制御機器の作動確認
- ・試運転調整

(5) パッケージエアコン点検 (年2回)

①機種: FDCJ280HKK	2基
FDCJ224HKK	1基
FDTWJ28HKK	4基
FDTWJ36HKK	4基
FDTWJ45HKK	11基
FDTWJ36HED	1基
FDTWJ90HPED	1基

②点検内容

- ・冷媒漏れ確認
- ・圧縮機作動点検
- ・送風機作動点検

- ・熱交換器点検
- ・フィルター清掃
- ・ドレンパン確認
- ・電気系統点検

(6) 全熱交換器点検 (年2回)

- ①機種： 50HUS2 2基
 65HUS2 3基
 35HUS2 1基

②点検内容

- ・エレメント洗浄
- ・各部点検・運転確認

(7) オイル地下タンク清掃漏洩検査 容量：6000リットル (年1回)

- ①タンク内部点検
 ②タンク内部清掃
 ③油管、通気管点検
 ④タンク配管気密検査

(8) 自動制御設備点検

①自動制御機器

- ・ボイラー廻り制御
- ・オイルタンク廻り制御
- ・熱源廻り制御
- ・冷却塔制御
- ・空調機制御
- ・外調機制御
- ・ファンコイルユニット制御
- ・パネルヒーター制御
- ・ファン発停制御

②制御盤関係

- ・中央管理パネル
- ・制御盤

2 保守管理の報告書

保守管理の結果、機器等の改善・改修を要する箇所がある場合は、一覧を任意様式により作成し、報告書と併せて提出すること。

自家用電気工作物保安管理業務標準内容

若柳総合体育館及の自家用電気工作物の機能を最良の状態に保つため、電気事業法等の関係法令に準拠して保守点検を実施すること。

1 保守点検する設備の数量

(対象自家用電気工作物) 1台

	施設名	受電設備 容量(kVA)	最大電力 (kw)	受電電圧 (V)	非常用予備 発電装置(kVA)
1	栗原市若柳総合体育館 (栗原市若柳字川南道伝前 125 番地 2)	600	345	6,600	72

2 保守点検の内容

- (1) 定期点検（月次点検「毎月」及び年次点検「年1回」）、臨時点検（事故発生時必要の都度実施）を実施し、巡視点検測定及び試験の結果、不良箇所があるときは必要な指導及び助言を受けること。
- (2) 電気工作物の事故発生の場合は、応急措置等の指導を受けるとともに、事故原因の究明に協力を受け、再発防止対策の指導を受け、電気事業法第106条の規定に基づく電気関係報告規定に定める電気事故報告書の作成及び手続の指導を受けること。
- (3) 電気関係法令に基づく立入検査の立会いを行うこと。

3 保守点検の報告書

- (1) 保守点検報告書の様式は、関係法令に定められたものを提出すること。
- (2) 保守点検の結果、改善、改修を要する箇所がある場合は、前記の報告書と併せ、その一覧を任意様式により提出すること。
- (3) 保守点検完了後、報告書を1部作成し、提出すること。

貯水槽清掃業務標準内容

「宮城県条例第14号簡易給水施設の規制に関する条例」に基づき、次の事項を実施する。

- 1 貯水槽の清掃及び消毒
- 2 フード弁の機能点検
- 3 ボールタップ、FM弁の点検
- 4 電極棒、浮コスイッチの点検
- 5 飲料水の採取及び水質分析検査手続き及び状況結果報告
- 6 関係官公庁に提出する書類の作成
- 7 貯水槽清掃は年1回実施する
- 8 水質分析は年1回貯水槽清掃後採水検査する

一 般 事 項

- 1 作業員は定期的に検便検査を受け、心身共に健全なるものを派遣する。
- 2 貯水槽清掃に際し、作業員は作業靴、作業衣の滅菌等衛生上十分に心がけるものとする。
- 3 貯水槽清掃の際は、槽内部写真を撮影し提出する。
- 4 フード弁、ボールタップ、FM弁等の故障修理は別途契約となります。